

草津市地域包括支援センターの 運営について

草津市地域包括支援センター運営協議会

介護保険法施行規則第140条66第2号口

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

草津市附属機関設置条例 別表第1

介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域包括支援センターの運営に対する評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 < 定数:15人以内 >

◆ 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

センターの設置等【承認事項】	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の設定 業務の法人への委託 業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定 その他、公正・中立性の確保に関すること
センターの行う業務の方針	市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針(運営方針)が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする
センターの運営	<p>運営主体に関する事項の</p> <p>【組織運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか 担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか 職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか <p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか <p>【利用者満足の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか <p>【公平性・中立性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか <p>個別業務に関する事項の</p> <p>【総合相談支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか <p>【権利擁護業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか <p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか <p>【介護予防に係るケアマネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか <p>【市町村事業との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか
センターの職員の確保	センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の間で調整を行う
その他	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う

◆ メンバー <草津市附属機関運営規則 別表第1>



1	保健医療関係者
2	介護サービス事業者および介護予防サービス事業者から選出された者
3	居宅介護支援事業者から選出された者
4	介護サービスおよび介護予防サービス利用者
5	介護保険被保険者(公募委員)
6	民生委員児童委員
7	老人クラブ連合会から選出された者
8	草津市社会福祉協議会から選出された者
9	学識経験を有する者
10	その他市長が高齢者の保健福祉の推進に必要と認める者 ● 草津市健康推進員連絡協議会 ● 草津市まちづくり協議会連合会

◆ 任期 <草津市附属機関運営規則 別表第2>

3年 令和3年7月1日から令和6年6月30日

地域包括支援センターの設置状況

- 日常生活圏域(中学校区)ごとに地域包括支援センターを設置(6か所)
- 社会福祉法人や社会医療法人による委託運営

<令和5年4月30日時点>

	(市全体)	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
受託法人	-	社会福祉法人 聖優会	社会医療法人 誠光会	社会福祉法人 よつば	社会福祉法人 あさひ	社会福祉法人 みのり	社会福祉法人 寿会
所在地	-	山寺町837番地 (特別養護老人ホーム 菖蒲の郷内)	草津三丁目9番14号	矢橋町885番地1	笠山一丁目1番46 (南笠デイサービスセンター あさひ内)	上笠一丁目9番11号 (上笠デイサービスセンター 湯楽里内)	志那中町25番地 (北部デイサービスセンター 常輝の里内)
担当学区	-	志津・志津南・矢倉	草津・大路・渋川	老上・老上西	玉川・南笠東	山田・笠縫	笠縫東・常盤
人口 (A)	138,993人	30,484人	33,182人	20,519人	20,136人	18,999人	15,673人
65歳以上人口 (B)	31,121人	6,242人	6,792人	3,864人	4,095人	5,780人	4,348人
高齢化率 (B/A)	22.4%	20.5%	20.5%	18.8%	20.3%	30.4%	27.7%
介護認定者数 (C+D+E)	5,660人	1,040人	1,237人	720人	699人	1,251人	713人
事業対象者 (C)	139人	28人	22人	12人	14人	56人	7人
要支援1・2 (D)	1,249人	223人	313人	161人	142人	261人	149人
要介護1～5 (E)	4,272人	789人	902人	547人	543人	934人	557人

地域包括支援センターの人員体制

◆ 人員体制の基準 【草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例第3条第1項より】

地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(65歳以上人口)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

◆ 人員体制の状況

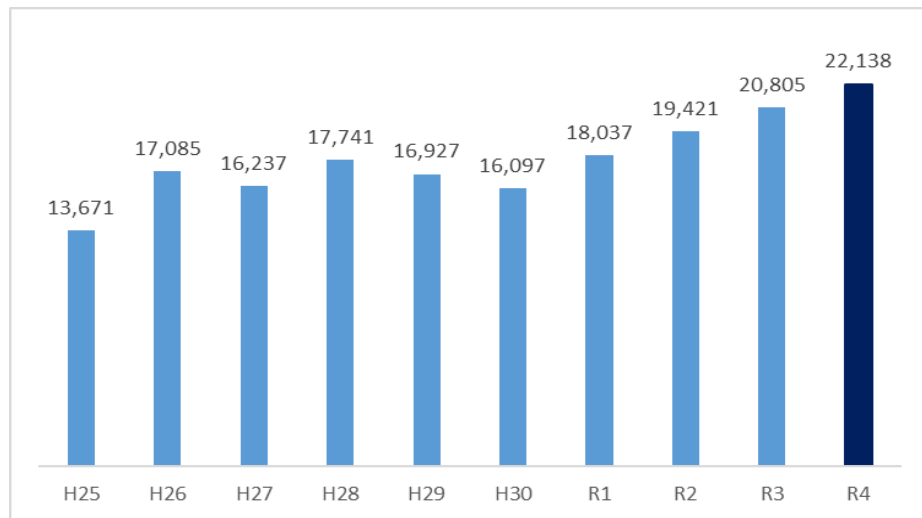
<令和5年4月30日時点>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
三 職 種 社会福祉士 (準ずる者を含む)	2人	2人	2人	1人	2人	2人
保健師 (準ずる者を含む)	2人	2人	1人	1人	1人	1人
主任ケアマネジャー (準ずる者を含む)	1人	1人	1人	2人	2人	1人
その他 (プランナー、事務職員)	2人	2人	2人	1人	2人	1人

- 三職種(準ずる者を含む)の配置状況として、介護保険法施行規則および市条例の基準は満たしており、センターの人員体制は業務に対して適切である。

地域包括支援センターの相談件数

◆ 相談件数



R4

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
R4	4,297	4,799	2,711	4,397	3,106	2,828

◆ 主な相談内容

	介護・介護保険 に関する事	介護予防・生活支援 サービスに関する事	医療に関する事	認知症に に関する事	権利擁護に に関する事	介護者の離職防止 に関する事	その他	総計
高穂	2,473	395	308	396	258	0	467	4,297
草津	2,561	143	400	422	597	0	676	4,799
老上	1,231	273	389	104	416	0	298	2,711
玉川	2,360	73	579	368	274	15	728	4,397
松原	2,073	120	134	147	358	3	271	3,106
新堂	1,483	182	341	225	370	1	226	2,828
総計	12,181	1,186	2,151	1,662	2,273	19	2,666	22,138

◆ 相談相手

	本人	家族・親族	住民・知人	民生委員	ケアマネ ジャー	サービス 事業所	医療機関	その他	総計
高穂	899	1,004	21	161	705	336	392	779	4,297
草津	1,252	1,092	56	130	897	223	465	684	4,799
老上	643	523	25	66	543	177	311	423	2,711
玉川	949	1,041	28	201	818	299	500	561	4,397
松原	623	840	65	62	502	189	287	538	3,106
新堂	462	666	40	145	575	238	262	440	2,828
総計	4,828	5,166	235	765	4,040	1,462	2,217	3,425	22,138
(R3総計)	(4,416)	(5,004)	(201)	(717)	(3,840)	(1,266)	(2,063)	(3,298)	(20,805)

- 相談件数は年々増加している。
- 高齢者本人や身近な家族が早い段階で地域包括支援センターに相談することにより、状態に応じた適時・適切な支援やサービスにつながるよう様々な機会を通じた周知が必要。

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務につきまして、指定居宅介護支援事業所43か所(令和5年4月提供分)に業務の一部委託を行っていることについて、運営協議会の承認をいただきたい。



委託できる居宅介護支援事業所の選定

◆ 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所一覧 <令和5年4月提供分>

【市内】

	事業所名	所在地 (圏域)	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
1	菖蒲の郷居宅介護支援センター	高穂	17	15	0	0	1	0	1
2	居宅介護支援かえで	高穂	8	4	2	2	0	0	0
3	近江草津徳洲会介護センター	高穂	14	8	3	1	2	0	0
4	アサヒサンククリーン ケアプランセンターかがやきの社	高穂	9	5	3	0	0	1	0
5	ケアプランセンター ティエール	高穂	10	7	2	1	0	0	0
6	ルナ ケアプランセンター	高穂	3	1	1	0	1	0	0
7	あおばな居宅介護支援事業所	草津	21	8	9	0	0	3	1
8	あやは居宅介護支援事業所	草津	7	0	0	0	0	3	4
9	オフィス豆の木介護支事務所	草津	9	1	5	0	0	3	0
10	ケアプランセンター向日葵	草津	8	0	0	0	0	8	0
11	たんぼぼ 居宅介護支援事業所	草津	7	0	2	0	0	2	3
12	メディケア湖南居宅介護支援事業所	草津	18	2	13	2	0	1	0
13	居宅介護支援事業所ライフパートナー	草津	6	0	1	2	3	0	0
14	ケアタウン南草津 居宅介護支援事業所	老上	10	1	2	5	1	1	0
15	茶居宅介護支援事業所	老上	10	0	0	7	2	0	1
16	居宅介護支援事業所 からん	老上	17	0	2	1	0	12	2
17	居宅介護支援事業所 夕照	老上	21	2	2	4	3	5	5
18	指定居宅介護支援事業所ふれあい	老上	20	3	7	4	1	5	0
19	指定居宅介護支援事業所 ケアプランそら	玉川	31	3	5	9	3	11	0
20	マザーレイク居宅介護支援事業所	玉川	14	1	3	1	7	2	0
21	草津市南笠居宅介護支援センターあさひ	玉川	19	0	1	1	17	0	0
22	はな、居宅介護支援事業所	松原	3	2	1	0	0	0	0
23	介護相談 となりくみ	松原	13	1	4	0	0	6	2
24	居宅介護支援事業所 和花	松原	6	2	0	3	0	0	1
25	指定居宅介護支援事業所さらら	松原	30	4	14	1	0	8	3
26	草津市上笠居宅介護支援事業所	松原	8	0	0	0	0	7	1
27	アサヒサンククリーンケアプランセンター滋賀	新堂	12	0	3	0	0	2	7
28	岸本ケアプランセンター	新堂	9	0	2	0	0	5	2
29	指定居宅介護支援事業所 常輝の里	新堂	10	0	0	0	0	3	7
	計		370	70	87	44	41	88	40

【市外】

	事業所名	所在地	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
30	ひびきプランセンター	大津市	1	0	0	0	0	1	0
31	真情ケアプランニング瀬田	大津市	1	0	0	0	0	0	1
32	Nアートおおつ居宅介護支援事業所	大津市	1	0	1	0	0	0	0
33	やわらケアプレイス	大津市	8	0	3	2	3	0	0
34	輝生会居宅介護支援事業所	大津市	6	0	3	1	0	2	0
35	居宅介護支援センター じんりょう	大津市	1	0	1	0	0	0	0
36	居宅介護支援事業所みちくさ	大津市	11	3	2	3	0	3	0
37	田原居宅介護支援事業所	大津市	1	0	0	0	1	0	0
38	こびらい生協診療所 居宅介護支援事業所	栗東市	6	0	1	0	0	0	5
39	らくくケアプランセンター	栗東市	3	0	3	0	0	0	0
40	居宅介護支援事業所 はなえみ	栗東市	5	0	0	3	0	2	0
41	居宅介護支援事業所 栗東すみれ園	栗東市	7	5	1	0	1	0	0
42	ケアプランステーションここあ勝部	守山市	5	0	5	0	0	0	0
43	有限会社びわこメディカル 居宅介護支援事業所	守山市	1	0	0	0	0	0	1
	計		57	8	20	9	5	8	7

<地域包括支援センターごとの給付実績>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 給付件数	125	186	108	82	168	83
うち、直営	47	79	55	36	72	36
うち、委託	78	107	53	46	96	47

➤ 居宅介護支援事業所により、人員体制や受託可能数が異なるため委託件数の差が生じているが、公平性・中立性に配慮して委託先の選定をすることができている。

※滋賀県国民健康保険団体連合会への請求実績より算出(令和5年5月時点)

各地域包括支援センターの 取組状況について

高穂地域包括支援センター

◆地域のサロン(ぷらっと茶屋、ふれあいハウス絆、大塚団地 憩)へ出向き、社会資源の情報収集や地域包括支援センターのPRを行いました。



◆矢倉まちづくりセンターで、介護予防、フレイル予防の講座を行い、地域包括支援センターのPRを行いました。

◆志津学区では、地域安心声かけ訓練を実施するとともに、認知症の人にやさしいお店・事業所の登録を増やすために地域で出来ることを検討しました。

◆志津南学区では、地域の高齢者の活動をマップ化し、啓発していくことを目的として、地域の居場所について情報収集を行いました。

<令和5年度の取組>

- ・認知症を自分事として考え、見守りのある地域になるように、専門職へ地域活動の啓発を行い、地域と専門職とのつながりのきっかけが出来るよう努めます。
- ・学区内のハザードマップ等を確認し、BCP(業務継続計画)を作成します。

草津地域包括支援センター

◆Reconnect Project
として、元々参加していた
地域サロンやいきいき百
歳体操などの地域活動に
再びつながるための支援
を行いました。



◆感染症拡大や大規模災害時でも業務が継続できるよう、BCP(業務継続計画)を作成しました。

◆金融機関のセミナーで地域包括支援センターのPRを行いました。また、圏域のケアマネジャー交流勉強会に金融機関の職員を講師に招き、独自の代理人制度について研修を実施しました。



<令和5年度の取組>

- ・高齢者の多様な支援ニーズに対応するため、地域の関係者や民生委員、ケアマネジャー、医療機関、薬局、金融機関等との連携を深め、ネットワークの強化に努めます。
- ・積極的に地域に出向き、個別事例から地域課題を発見し、地域住民を交えた地域ケア個別会議から解決に向けた取組へとつなげていきます。

老上地域包括支援センター

◆学区内の商業施設で地区担当保健師と共に、地域包括支援センターのPRや、生活の困りごと、健康に関する相談会を実施しました。



◆民生委員とお手紙訪問(87、89歳の方を対象)を実施し、高齢者の実態把握を行い、必要な支援につなげました。

◆学区内の社会資源マップを作成し、民児協交流会や圏域ケアマネ交流会にて配布しました。

◆難病患者の家族が介護を抱え込み、虐待に発展するケースが多かったため、「難病患者への支援」についての学習、医療との連携を行い、早期介入・虐待予防の支援を実施します。

<令和5年度の取組>

- ・男性介護者が集える場が必要という地域課題をはじめ、多職種と地域課題を整理し解決方法を検討します。
- ・多世代への認知症の啓発として、のびっこ等への認知症サポーター養成講座を実施します。
- ・学区内の民間企業や病院に対し、地域包括支援センターのPRを継続して行います。

玉川地域包括支援センター

◆令和4年度に80歳になる学区の高齢者を訪問される、玉川学区民生委員の取組に、玉川包括が同行しました。チラシを手渡しながら直接お出会いし、相談しやすい関係づくりを行いました。

◆玉川圏域自立支援サポート会議(自立支援型の地域ケア個別会議)を4回開催し、高齢者に対して自立支援に向けた支援が提供されるよう、多職種で検討しました。

◆閉じこもり傾向の高齢者に対して、サロンや自主教室に初回同行するなど、地域の活動に参加しやすいよう支援を行いました。

◆学区の防災訓練・研修会に参加し、日頃の見守りやつながりの大切さについて、地域住民と共有する機会をつくりました。

<令和5年度の取組>

- ・早期に相談につながる仕組みづくりのため、地域包括支援センターの啓発活動を実施し、地域と連携を図れるよう取り組みます。
- ・地域ケア個別会議を積極的に開催し、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域課題を発見・共有し、必要な社会資源の開発、ネットワークづくりができるよう地域や専門職を支援します。

松原地域包括支援センター

◆短期集中予防型訪問通所サービス終了後、卒業者の自主グループの立ち上げの伴走支援を行い、地域資源の活用やサービス事業所の地域貢献活動につなぐことができました。



◆認知症サポータ養成講座や消費者被害の啓発を老人クラブや地域サロンで開催しました。また、関係機関と連携し、お口の健康講座や交通安全教室の開催につなげました。



◆若年層への周知として、笠縫・山田小学校児童クラブ、民間児童クラブで認知症サポータ養成講座を開催し、100名近くの小学生サポータが誕生しました。

<令和5年度の取組>

- ・地区担当保健師と協働し、郵便局や金融機関に出向き、地域包括支援センターのPRを行うとともに、相談の場を設けます。
- ・コロナ禍で自粛していた地域サロン、いきいき百歳体操、老人クラブなどに積極的に働きかけ、フレイル予防を日常生活に取り入れてもらうよう啓発・支援を行います。

新堂地域包括支援センター

◆地域サロン、まちづくりセンターにおいて、フレイル予防講座の一環で、セラバンド、チェアヨガ、脳トレを実施しました。その後、2件の地域サロンで自主的にセラバンドを取り入れることにつながりました。



◆学童期から高齢者への理解を深められるよう、のびっこ常盤で、高齢者体験や認知症サポーター養成講座を開催しました。



◆地域の店舗や郵便局、金融機関で健康測定会を開催し、フレイル予防の啓発と地域包括支援センターのPRを行いました。

<令和5年度の取組>

- ・地域サロンなど高齢者が集まる場所へ出向き、フレイル予防の啓発を行うとともに、地域住民が主体として開催する活動の土台づくりを支援します。
- ・見守りネットワークを地域の子どもたちにも広げていくために、高齢者体験、認知症サポーター養成講座を各学区ののびっこで開催します。